

「選秀女」と明清の戯曲小説

合 山 究

一 はしがき

明清時代の戯曲小説には、たとえば、男女が詩詞を取り交わして戀愛をし二人だけで結婚の約束をすること、詩の能力を競わせて女婿を選ぶこと、皇帝のお聲掛かりによつて婚姻が成立すること、一人の才子が何人ものお美妻を娶ること、主人公の男性が科擧に最高位で及第して團圓となること、男裝女裝が頻繁にあらわれることなどのような同一の手法、同一の素材を用いる定法化した趣向が數多く見られる。民間の女子を采選して後宮に入れる「選秀女」(「選淑女」、「選宮女」)も、これらほどには知られていないかもしれないが、やはり當時よく用いられた趣向の一つであつた。

たとえば、明末の戯曲『贈書記』には、

のちに主人公の談塵と結婚する賈巫雲は、彼が逃亡中に投宿していた家の娘であるが、たまたま朝廷が太監の費有を派遣して毎年北地で行つていた「選秀女」を江南地方で行おうとし、叔父の賈椒が彼女を陥れようとして、その名を官府に報上したので、やむなく男裝して逃亡した。しかし、幸いにも轉任の沙汰を待つたために京師に上る途中の傳子虚に拾われた。傳子虚は彼女の相貌が不

凡なのを見て、彼女を収めて義子とし、名を傳買と改めさせた。また、清初の作と見られる小説『定情人』には、

たまたまこの年に、東宮太子の大婚が行われることとなり、兩浙地方の民間の女子を點選するために、太監を各地に派遣した。赫公子は江藥珠に求婚したが、うまくゆかなかつたので、これを恨み、嫌がらせに江藥珠の名を太監に報知した。藥珠は父母に禍を残さないために、「選秀女」に應じることとし、丫鬟の彩雲に自分代わつて婚約者と結婚して父母に仕えてほしいと頼み、毅然として上京したが、途中、舟が天津に至つたとき、河に飛び込んで自殺した。しかし、たまたま江家の書僮に救われて、婚約者の雙成の家に送られた。

これらはその部分の梗概を述べたものにすぎないが、明清の戯曲や小説には、このような「選秀女」の趣向が多く見られ、それらは主人公の運命を暗轉させ、作品に波瀾を呼び起こすという意味においても、しばしば重要な役割を果たしているのである。

ところで、先に擧げたような、明清時代の戯曲や小説に用いられる趣向や仕掛けは、實際の社會風俗としては殆ど見られない事柄であるにもかかわらず、作品の中ではさも實際に行われていたかの如くに描

かれていることが多い。しかし、「選秀女」の場合は、実際に行われたことをそのまま寫したように見られがちであるが、果たしてそうであらうか。また、宋元時代までは社會風俗としてさほど話題に上らない「選秀女」が、なぜ明清時代には、そのように問題になるのであろうか。さらにまた、戯曲や小説中の描寫では、しばしば「選秀女」を不慮の災難と見なし、朝廷の狂暴な「選秀女」のやり方を手厳しく批判しているようにみえるが、當時そのような朝廷批判や皇帝批判を含む可能性のある事柄が、どうして趣向として用いられたのであろうか。あるいはまた、清代の大小説『紅樓夢』の元春貴妃は、「選秀女」としてではなく、「女官」として入宮したようであるが、「選秀女」からの入宮と、「女官」からのそれとはどう違うのであろうか。さらには、『紅樓夢』の作品構成中、最大の構成要素の一つとされる元春貴妃の「省親」（里歸り）や大觀園の築造は、實際にあり得たことなのだろうか。それとも、現實にはあり得ないことを、作者が文學的フィクションとして創り出したものだろうか、といった疑問が湧いてくる。そこで、まず、當時の社會風俗としての「選秀女」の實態について調べ、それが文學作品とどのようにかわつて見えるかを見ることによつて、以上のような疑問を説明することにした。

一 明代における「選秀女」の實態

「選秀女」についての記事は、『後漢書』皇后紀序や『東漢會要』卷二、内職）などに見えるものが最も古く、それによれば、毎年農曆八月に、朝廷が中大夫、掖廷丞を派遣して、相術に精通した者とともに、洛陽の郷間において、十三歳以上、二十歳以下の良家の童女で、姿色秀麗、容貌端莊、面相が相法の「吉利」に符合する者を閲視した

という。その後の時代においても、「選秀女」は絶えず行われたが、よく知られているのは、三國吳の末帝（孫皓）、晉の武帝（司馬炎）、後趙の武帝（石虎）、北齊の後主（高緯）、隋の煬帝（楊廣）などの荒淫な君主の亂暴な宮女徵發や唐の玄宗が美女を采選するために各地に派遣した「花鳥使」などのような、どちらかといへば悪名の高いものばかりである。従つて、晉の武帝が、「博く良家の女を選んで、後宮に充つ。・名家盛族の女は多く敗衣瘁貌して以てこの選を避く」といわれているように、朝廷の行ふ選宮女は、昔から民衆にひどく嫌われ、恐れられてきたようである。ただ、それでも宋代までは、特定の皇帝の暴虐な宮女狩りを除いて、「選宮女」が時代を特徴づけるほどに大きな社會問題となることはなかつた。

元代になると、「選秀女」が多少社會問題化する兆しが見える。たとえば、陶宗儀の『南村輟耕錄』（卷九、謠言）には、順帝の後至元丁丑（三年、一三三七）六月に、「選秀女」の噂が中原から江南に至る廣い地域で大騒擾を引き起こしたことを記している。その一部を引用すると、

後至元丁丑夏六月、民間謠言。朝廷將采童男女、以授韃靼爲奴婢、且俾父母護送、抵直北交割。故自中原至于江之南、府縣村落、凡品官庶人家、但有男女年十二三以上、便爲婚嫁、六禮既無、片言即合。至於巨室、有不待車輿親迎、輒徒步以往者、蓋惴惴焉、惟恐使命戾止、不可逃也。雖守土官吏、與夫韃靼色目之人、亦如之、竟莫能曉。

漢族の娘にとつては、異民族の奴婢にされるという噂は、恐怖心を煽るに十分であつただろう。『廿二史劄記』（卷三〇「元時選秀女之制」）によれば、元初に耶律楚材や耶律鑄などが「選宮女」を諫めて止めさ

せた記録が残っているので、訛言とはいえ、元代にこのような騷擾が起る原因がないわけではないという。しかしながら、それでもなお、元代の「選秀女」が社會に與えた弊害は、明代のようにひどいものではなかった。

明代になると、太祖朱元璋は大いに宮室を興し、大量の妃嬪宮女を後宮に入れるとともに、「選宮女」制度を従前よりも相當に整備した。國初の法制がまだ定まらないときには、なお高貴な家の女子を選んで、天子や親王の后妃宮嬪に當てていたが、やがてその多くを民間の庶民階層から採るようになった。『廿二史劄記』(卷三二)「明代選秀女之制」に、「明史載明祖之制、凡天子親王之后妃宮嬪、慎選良家女爲之、進者弗受、故妃后多採之民間」というがごとくである。そこで、新天子が登極することに、「選秀女」が實施されるという謠言が民間に恐慌を來たし、しばしば騷擾を引き起こした。新天子の即位前後には、なぜ必ず「選秀女」が行われるのかという、周知のごとく、繼承者の皇帝が、前帝(多くはその父である)の妻妾を自分のものにすることは、漢民族においては禮法上から禁ぜられていたので、新帝は前帝の妻妾であった宮女を一掃し、新たに後宮を形成する必要があったからである。また、なぜ明朝において、「選秀女」が社會問題化したのかというと、明朝では民間からの「選秀女」をしばしば大規模に行つたために、人心を恐惶せしめたのである。朱子彦の『後宮制度研究』(華東師範大學出版社、一九九八)には、弘治十二年(一四九九)から南明福王の弘光元年(一六四五)に至るまでの明代における「選秀女」騷擾の例が數多く引かれていて、それらはみな流言(訛言)によつて引き起こされたものである。

ところで、明朝ではなぜ、后妃宮嬪を高官貴顯の家からではなく、

民間から採用したのであるうか。その理由については、『廿二史劄記』には、明の于慎行の『穀山筆塵』(卷二)を引き、(一)民間の女子はつつましく、庶民の生活を習見しているので、君主の節儉の政治を佐けることができる。(二)勳臣の家の出身だと、勳舊にして外戚を兼ねることになつて、漢の王氏や晉の賈氏のような禍を引き起こす恐れがあるからであるというが、おそらく(二)のほうがより重要であつたろう。宋代には、后妃は大官僚や外戚の家から選ばれていたが、明朝では民間の貧寒の家の出身者でも妃嬪になることができたのである。

また、「選宮女」の實施地域は、京師の付近が多かつたが、最初の頃は南京(北京・南京)がともに重んじられたので、皇后や貴妃にも南人がいた。しかし、後期の皇帝、すなわち、穆宗・神宗・光宗・毅宗などになると、后妃はほとんど北人(あるいは北地で成長した人)で占められた。「蓋し有明中葉以後、選妃多く京師に在りて、遠方に及ばず。滋擾(騷擾)を恐るればなり」(『廿二史劄記』卷三二)「明代選秀女之制」。「我朝より選典、曾て未だ江南に及ばず」(何偉然「淑女紀」)というがごとくである。戯曲や小説に描かれた「選宮女」では、しばしば江南の江浙地方などで行われる例が多いが、明代の中後期以後、すなわち穆宗隆慶帝の頃から江南で行われることは殆どなかったやうである。

しかし、それにもかかわらず、武宗の邊りかまわぬ美女狩りなどの影響も残つていたからか、南方の江南地方ではたびたび「選宮女」が行われるという謠言が飛び交い、その度に騷擾を繰り返した。特にひどかつたのは、穆宗の隆慶二年(一五六八)の事件である。これについての記録は諸書に見えるが、最も詳しいのは、田藝蘅の『留青日札』(卷九、風變)に見える記事である。長文なので、一部分しか引用

できないが、

隆慶二年戊辰正月元旦、大風走石飛沙、天地昏黑、錢塘湖市新馬頭、官船火起、沿燒民居二千餘家、官民船舫、焚者三四百隻、死者四十餘人。至初八九日、民間訛言、朝廷點選綉女、自湖州而來。人家女子七八歲已上、二十歲已下、無不婚嫁、不及擇配、東送西迎、街市接踵、勢如抄奪。甚則長官府禁之、黑夜潛行、惟恐天曉、歌笑哭泣之聲、喧嘩達旦、千里鼎沸、無問大小長幼、美惡貧富、以出門得偶即爲大幸。雖山谷村落之僻、士夫詩禮之家、亦皆不免。時偶一大將官、抵北關、放砲三聲、民間愈慌驚走曰、朝使太監至矣。倉忙激變、幾至于亂。至十三日、上司出榜嚴禁、猶不能止。眞人間之大變也。未幾而知其僞、悔恨嗟嘆之聲、則又盈于室家、然亦無及矣。愚民無知搖惑、此甚可笑也。此風直播于江西閩廣、極於邊海而止。又何其遠也。

江南の各地で動亂にも似た騷擾を繰り廣げた隆慶二年の訛傳によるこの「選宮女」騒ぎは特に有名であるが、その後も江南地方においては、しばしばこの種の紛擾が起こっている。たとえば、熹宗が即位した天啓元年（一六二二）には、實際に「選宮女」を北京で舉行し、十三歳から十六歳に至るまでの良家の女子五千名を北京に集め、だんだんに選び抜いた後、最後に五十人の妃嬪を選び、その中から最上選の者三人を、それぞれ中宮・良妃・純妃としたというが（紀昀「明懿安皇后外傳」）、そのことが謠言となつて流布したものであろうか、江南地方でも選秀女が行なわれるという噂が飛び交い、またもや大騷擾となつた。天啓元年、民間訛傳、朝廷命内臣、刷取各省女子、充宮娥。一時民間爭相婚配、各務苟合、不問良賤、唯以得夫爲幸。有司知而不禁、閱兩月始定。先是民間有謠言云、萬曆四十九、女子賤如狗」（『花

當聞叢談』卷五「選宮女」というがごとくである。ここにいう萬曆四十九とは、天啓元年のことである。この時の騷擾についても、明末の小品文學者、何偉然の「淑女紀」^⑥をはじめ、少なからぬ記録が残っている。

以上のように、明代中後期以後、「選秀女」は江南地方では殆ど行われなかつたにもかかわらず、訛言によつて「選宮女」騒動がしばしば江南地方で引き起こされた。實際に京師で行われた「選秀女」は、明の秦徵蘭の『天啓宮詞』の注に、「天啓」元年春、民間に選婚す。京輔の地、皇上の年少なるを以て、寵澤に邀^あうを希い、女ある者は多く樂んで之に従う」というように、挑選される秀女はむしろ玉の輿に乗るのを夢みて喜んで従っているふうであるが、一方、謠言を信じた江南の人々は、「選婚の令、江浙の民間に聞こゆ。婚嫁紛紛として、多く錯配する者あり」というように、大恐慌を來している。これは、正統王朝の明が滅びた後の弘光帝の時でさえ同様で、李清の『三垣筆記』（弘光）によれば、存亡の危機にあつた南明政權でも、選考が官嬪ではなく、后妃だとわかると、応募者がわんさと押しかけたといふ。ただ、これについては反對の記事もあり、李清が弘光帝の肩をもつて述べたものだともいわれているので、眞僞のほどは定かではないが、いずれにせよ、實際と訛言との間には、かなりギャップがあるようである。確かに、實際に朝廷が行つた「選宮女」では、謠言によるような大騷擾は起こらなかつたのかもしれない。あるいは起こつても、それをそのまま記録することが憚られたのかもしれないが、大騷擾を引き起こした記録は、殆どみな「訛言」によるものである。

それでは、「選秀女」や「選宮女」はなぜ、それほどまでに民衆に嫌われたのであろうか。その理由について、宣教師のセメードは「大

官たちは自分の娘を國王の妻として差し出すことを望んではいない。というのは、后妃の候補者は、ただ彼女の夫となる人だけが見ることができ、その擔當者が氣に入らないと思ふことが何かあると、彼女は落第ということになり、ほかの女性を探されることになるからである。そこで名譽を重んじるひとはだれひとりとしてこんなことをしない」といつているという(矢沢利彦『西洋人の見た十六、十八世紀の中國女性』、一九九〇年、東方書店)。確かに、紀昀のまとめた「明懿安皇后外傳」の記述が正しければ、裸體検査も行われていたようだから、高貴な身分の女子にはとりわけ耐え難いものがあつたかもしれない。しかし、私は普通にいわれているように、後宮に一旦入つたが最後、牢獄に入れられたように外界と接觸を絶たれ、通常の家庭生活を営むことができなくなるといふ後宮の閉鎖性のほうが、「選秀女」が嫌われるより大きな理由ではなかつたかと思ふ。入宮した女子は、完全に身の自由を失ひ、「那見不得人的去處」(『紅樓夢』第一八回)において、幽禁同様の生活を送らねばならなかつたからである。明の戯曲の『四喜記』にも、親が娘に會えない苦しみを語り、入宮したら「一向杳無消息」であるから、「民間に嫁するに如かず」といつている。當時は、外戚の專横を排除するために、宮女を出しても實家には殆ど特典も與えられなかつたので、その意味でも宮女になることのメリットは少なかつた。また、一定の年齢を超えて宮中から放出されることはあつても、既に結婚年齢を超えていたり、再嫁を嫌う當時の貞節觀念などのために、望ましい結婚はあまりなかつたのではないだろうか。

なお、女子の入宮には、皇后・妃嬪などの宮女を選ぶ「選秀女」制とは別に、宮中の各種の事務を司掌する「女官」制度というものが

あつた。宮廷の宮女は廣義的には、すべて女官であるといえる。しかし、狹義的には、「選秀女」(あるいは「選宮女」)制度によつて選ばれた「秀女」(宮女)と女官制度によつて選ばれた「女官」とは基本的に異なる。明代には、選宮女によつて入宮しながら、年老いた内監や學問のある女官に教育を受けて、女官になつた例も、また逆に、女官制度によつて入宮しながら、天子に寵幸せられて皇后になつた例もないわけではないが、しかしそれらは多くはなく、もともと皇妃嬪御になるコースと、女官になるコースとは別であつた。秀女は民間の端莊貌美の女子から選ばれたが、女官は學識と品行をもつて内宮の教育に責任を負う一種の知的技能者であつたので、容貌よりも、品行端正、富有才學、健康優良などを基準として、女子は十三、十九歳、婦人は三十、四十歳の夫のない者のうちから選ばれた。女官は強制的な選抜ではなく、また尊敬も受けたので、江南の者が多かつたという。しかし、清代になると、この女官制度は實質的に廢止された。

二 清代における「選秀女」の實態

清代に行われた「選秀女」は、おおむね明代のやり方を襲つているが、大きく異なる部分もある。最も大きな違いの一つは、明朝の「選秀女」がおおむね漢族を對象にしているのに對して、清朝のそれは滿州・蒙古・漢軍の「八旗」の女子に限定されていることである。従つて、「選秀女」といつても、實質的には「八旗の秀女を選ぶ」ことにほかならなかつた。『大清會典事例』卷一一一四に、

閱選秀女、順治年間定、八旗滿州・蒙古・漢軍官員・另戶軍士・閑散壯丁秀女、每三年一次、由戶部行文八旗二十四都統・直隸各省八旗駐防及外任旗員、將應閱女子年歲、由參領・佐領・驍騎

校・領催及族長、逐一具結呈報都統彙咨戶部、各具清冊、委參領・佐領・驍騎校・領催・族長及本人父母、或親伯叔父母兄弟・兄弟之子、送至神武門、依次序列、候戶部交內監引閱。有記名者、再行選閱。不記名者、聽本家自行聘嫁。如有事故不及選者、下次補行選閱。未經閱看之女子及記名女子、私相聘嫁者、自都統・參領・佐領及本人父母族長、皆分別議處。

というのがごくであつた。

このような挑選秀女の方法は、順治初年には既に實行に移されていようであるが、ただ典禮がまだ十分に整備されてなかつた順治帝の時代には、漢軍八旗（入關以前投降出仕者）以外の漢女（吏部侍郎、石申の女、恪妃）を妃嬪として入宮させたり、孝莊太后（順治帝の母）が入關後降清の漢官、孔有徳の女、孔四貞を宮中で撫養したりしたこともあつた。しかし、清初のわずかな「特例」を除いて、清廷の宮女はすべて八旗に編入された滿州・蒙古・漢軍の女子の中から選抜するのを原則としていた。後には、他民族の女子をかなり吸収したが、漢族に關しては、末期になるまで漢軍八旗の女子のみに限られ、「滿漢不通婚」の原則が守られていた。その理由は、「入關の初め、風俗言語或いは多く未だ噓らず。是を以て著して禁令と爲す」（『東華錄』光緒二十七年十二月上諭）というが、實際には、滿漢通婚によつて膨大な人口を擁する漢民族に呑み込まれてしまい、滿州族としての民族的アイデンティティを喪失することを恐れたのであろう。ただ、明代と異なるのは、清代には「選宮女子、貴人以上、得選世家女。貴人以下、但選拜唐阿以下女」（『清史稿』后妃傳）というように、后・妃・嬪・貴人などの上位者は、殆ど八旗中の世家の女子の中から選ばれた。

漢女の入宮を禁止するもう一つの手段としては、「不準纏足女入宮」

が擧げられる。『清稗類鈔』宮闈類に「順治初年、孝莊后諭、『有以纏足女子入宮者、斬』。此旨舊懸神武門内」といつているが、この布告は以後も厳しく行われたようである。『東華錄』に「光緒二十七年十二月上諭、漢族婦女率多纏足、由來已久、有傷造物之和、如選秀女年份、由八旗挑取、不得采及漢人、免踏前明弊政」というごくである。なお、辮髮に關しても、「宮女皆辮髮。必俟得寵幸後、加以位號、始上額」（『清稗類鈔』宮闈類）というように、宮中ではあくまでも滿俗の風習を守らうとしたようである。

また、宮女の人数も、康熙帝が康熙四十八年十一月十七日に大學士等に與えた布告に、「明季宮女至九千人、内監至十萬人、飯食不能遍及、日有餓死者。今則宮中不過四五百人而已」（『國朝宮史』卷二、訓諭二）というように、明朝に比べて遙かに少なかつた。選ばれた秀女は、すべて入宮したわけではなく、しばしば皇族皇親にも分配された。またその生活も、「宮女粧皆紅襖綠裙、常服惟藍布衫、粗劣已極、以視歷史所傳、奚啻霄壤」（『舊京瑣記』卷四「宮闈」というごく）きわめて質素であつたようである。

以上のようなわけで、清朝では、明朝とは異なり、「按本朝定制、從不揀擇天下女子。惟八旗秀女、三年一選、擇其幽嫺貞靜者入後宮」（『嘯亭雜錄』卷十）を規則としたので、「選秀女」によつて、民間（漢族を中心とする一般人民）を擾がすことは殆どなかつた。従つて、たとえば、兵部給事中の季開生が、旨を奉じて揚州で女子を買つているといふ噂を聞いて、奏諫したところ、順治帝は、順治十二年七月三日、「使者は乾清宮に陳設する器皿を買つてゐるのだ。決して買女のことではない。また、太祖・太宗の制度でも、宮中にはかつて漢女がいたことはない。朕は不徳と雖も、常に法を賢聖の主に倣わんと思つ

て、朝夕焦勞している。女子を買って宮中に入れるようなことをしたら、どんな君主といわれようか」と激怒している。順治帝の逆鱗に觸れた季開生は、官職を削られ、杖一百を課され、さらに尙陽堡へ流刑に處せられ、戍所で人に毆殺されている(『清世祖實錄』卷五二)。これからみると、清宮に八旗以外の漢族の女子を入れたことは、ごく最初の頃と末期とを除いて全くなかったようである。

ただ、それでも民間では、「選秀女」が行われるという流言による騷擾が、順治・康熙年間にはしばしば起こった。たとえば、郭松義・李新達・楊珍著の『中國政治制度通史』(第十卷清代)や朱子彦の『後宮制度研究』には、順治四、五、十、十一、十三、十五年、康熙二六、三一、四五年に江南地方で起こった「選秀女」騷ぎの例が擧がっている。その他にも、康熙十五年に「一時嫁娶殆ど盡く」といわれるような騷動が起こったことが、毛奇齡の「李女宗守志記事」や馮景の『解春集文鈔』卷十二「貞女陳三淑傳」に載っている。これらの騷動はすべて、訛傳によつて生じたものである。おそらく順治・康熙のころまでは、一般の漢人は、漢族(漢人八旗以外)の女子を徵選入宮しないという清廷の方針を知らなかったであろうから、「選秀女」が「實は民間と毫も干渉せざるに、愚夫愚婦に謂れなきの驚惶あるを奈んともするなし」(姚廷璣『曆年記』康熙三一年)というような情況を生じたのであろう。いずれにせよ、「選秀女」や「選宮女」が、八旗の人たちにさえ、「富家多不願女入宮、或賄不入選、或以醜陋者應名、冀落選、亦事所恒有」といわれるほどに嫌われていたのであるから、このような騷動が起こるのは當然であつたかもしれない。

三 戯曲・小説に用いられた「選秀女」

以上見てきたように、「選秀女」は、中國王朝史のなかでも明清の兩朝を特徴づける社會風俗の一つともいふべきものとなつていのであるが、それではそれは、當時の戯曲や小説にどのような取り込まれているのであろうか。まず、「選秀女」を用いた當時の戯曲小説をあげ、それらの中で「選秀女」がどのように用いられているかについて見ることにしよう。管見の及ぶ限り、それには次のような作品がある。

戯曲

謝謙『四喜記』。周履靖『錦箋記』。無名氏『贈書記』。

小説

凌濛初『拍案驚奇』第一〇卷「韓秀才乘亂聘嬌妻、吳太守憐才主姻簿」。作者不詳『隋煬帝艷史』。『大隋志傳』。

清代の作品

戯曲

朱佐朝『艷雲亭』。朱佐朝『雙和合』。朱雲從『兒孫福』。

朱寄林『倒駕鸞』(鬧駕鸞)。李玉『意中人』。周稚廉『雙忠廟』。

程鑣『蟾宮操』。張瀾『萬花臺』。雙溪廬山『芙蓉樓』。

吳震生『萬年希』。吳震生『天降福』。李本宜『玉劍緣』。董榕『芝齋記』。張源『櫻桃宴』(雜劇)。作者不詳『鳳奇緣』。『四美圖』。

『十全福』。『月中桂』。

小説

『生納剪』第八回「挑脚漢強奪窈窕娘、巧丹青跳出閻羅網」。

『載花船』。『定情人』。『巧聯珠』。『鐵花仙史』。『白圭志』。

『紅雲淚』『八洞天』第七卷「勸匪躬」。褚人獲『隋唐演義』。

右に挙げた作品以外にも、まだあるかもしれないが、現在のところ、これぐらいしか見いだせないもので、一應これらの作品をもとに考察することにするが、その前にことわっておかねばならないことがある。その一つは、右の作品中、戯曲『意中人』と小説『定情人』、戯曲『萬花臺』と小説『載花船』、戯曲『雙忠廟』と小説『八洞天』第七卷「勸匪躬」とは、同類、同種の作品であり、本事とパリアントであると見られることである。これらを同じ作品と見なすこともできようが、それぞれの内容や描かれた時代、人名、地名などに多少の違いがあるので、ここでは別々の作品と見なして取り挙げた。

その二つは、内容的に見て、右の作品中には、「選秀女」を描いた通常の作品とは異なる一風変わったものが含まれていることである。たとえば、秀女ではなく、女學士の挑選を描いた『芙蓉樓』、則天武后が宮女ならぬ「宮男」の挑選を男裝の女學士に行わせることを描いた『載花船』『萬花臺』『月中桂』、「選秀女」よりもむしろ淨身の男子（宦官）の點選を多く描いた『櫻桃宴』などが、それである。これらは「選秀女」そのものを描いたものではないが、しかし、「選秀女」の趣向の流行が生み出した一種の變形であると見られるので、同類作品としてここに取り上げた。

では、これらの作品において、「選秀女」がどのように描かれているかを見ることにしよう。まず「選秀女」は、女主人公にとつて歓迎すべきものとして肯定的に描かれているのだろうか、それとも歓迎すべからざるものとして否定的に描かれているのだろうか。その答えは明白である。右の作品の中、「選秀女」によつて入宮し、皇帝の寵愛を得て皇后に冊立され、至幸至福を獲得するさまを描いた徹底的「團圓

劇」ともいふべき『兒孫福』と『天降福』を除いた、その他の作品はすべて、濃淡強弱の違いはあるけれども、「選秀女」を朝廷による人民虐待の象徴として悪し様に描いているからである。その描き方はたとえば、「選秀女」が行われることがわかると、女主人公は、男裝して逃亡したり、自分に代わつて侍女を「代選」させたりし、また、やむを得ずこれに應じて、途中、水に飛び込んで自殺を圖つたり、あるいは入宮しても幽怨を抱きつつ放出される機会を窺うなど、これから逃れるために悪戦苦闘し、艱難辛苦を嘗めるといふものである。當時の人々が「選秀女」をいかに「悪しきもの」の代表のごとく見なしていたかがわかるであろう。

しかしそれだけに、「選秀女」は當時の戯曲小説の作品構成にとつて缺くことのできないもの一つであつた。というのは、筋の展開をいかに面白くするかを目的としていた當時の戯曲や小説においては、中途に大きな波瀾を生じさせる「悪役」が是非とも必要であつたからである。悪役には、種々の奸策をめぐらして、主人公を窮地に追い込む「人物上の悪役」もあるが、不慮の事故や不測の災難といった「背景上の悪役」もある。未婚の女子をもつている親たちに最も恐れられた「選秀女」は、それまで順調に行くかにみえた主人公の運命を暗轉させ、波瀾萬丈の物語を生み出すために用いられる恰好の「背景上の悪役」ということができるだろう。従つて、「選秀女」は戯曲小説において、多くの場合、女主人公に突然降りかかる一大災難、恐るべき嫌われものとして描かれているのである。

次に、「選秀女」はこれらの作品中において、實際に行われたこととして描かれているか、それとも、行われるという風聞、訛傳として描かれているかについて見ることにしよう。すでに第一、第二章で見

てきたように、「選秀女」による騒動は殆ど訛言によつて引き起こされていたので、作品中でもそのように描かれているものと思われるかもしれないが、調べてみると意外なことに、ただ一篇『拍案驚奇』第一〇卷「韓秀才乘亂聘嬌妻、吳太守憐才主姻簿」を除いて、他はみな實際に行われたものとして描かれていた。文學作品では、迫真性や現實感をもたせるために、實際に行われたことのようにしたほうがよいからであろうか。また、右のうち三分の二を占める作品が、実際には餘り行われなかつた江南地方で、實際に行われたように描かれている。戯曲や小説の舞臺としては、江南地方のほうがふさわしいからであろうが、これも實際とはいささか異なるのである。

ところで、朝廷の狂暴な「選秀女」が實際に行われ、それによつて主人公がさんざん苦しめられるとすると、「選秀女」に關する作品を讀んだ讀者は、皇帝や朝廷のやり方に對して反感を覚え、憤怒を抱くかもしれないが、そうすると、「まえがき」で述べたように、朝廷や皇帝のやり方を批判しているような事柄が、どうして戯曲や小説の趣向となりえたのかという疑問が起こるだろう。小説『巧聯珠』には、旨を奉じて「選秀女」を行う太監の觸れ文まで載っているが、明清時代においては、皇帝や朝廷のことに關して直接的な批判をすることは、容易ならぬことであるのに、こんな大それたことが、「選秀女」においてはどうして許されたのであろうか。

それについては、右の作品を詳細に調べてみると、皇帝批判と取られぬための手だてが十分に講じられているようにみえる。その一つの方法としては、この種の作品ではよく用いられる手法であるが、「選秀女」の行われた時代を、作者の生きている時代と違え、過去の時代に置き換えていることである。「選秀女」の描かれた時代を見ると、

たとえば、隋の煬帝のとき五篇（『萬年希』『鳳奇緣』『隋煬帝艷史』『大隋志傳』『隋唐演義』）、唐の武后のとき三篇（『萬花臺』『月中桂』『載花船』）、唐代中期の李希烈のとき一篇（『櫻桃宴』）、北宋の眞宗のとき一篇（『艷雲亭』）、北宋の仁宗のとき一篇（『四喜記』）、金の海陵王のとき一篇（『八洞天』第七卷）、元代二篇（『錦箋記』『蟾宮操』）、明の憲宗のとき一篇（『十全福』）、明の武宗のとき三篇（『雙和合』『雙忠廟』『巧聯珠』）、明の世宗のとき一篇（『拍案驚喜』卷十）、明の神宗のとき一篇（『白圭志』）、明の熹宗のとき一篇（『四美圖』）、明代全盛期一篇（『鐵花仙史』）、明末二篇（『芝蘿記』『生納剪』第八回）、明清交替期一篇（『倒鴛鴦』）、時代不明のもの五篇（『贈書記』『意中人』『玉劍緣』『定情人』『紅雲淚』）となつている。

これを見てもわかるように、多くを占めるのは清代の作品であるが、清代のこととして描いているのは一篇しかなく、意外にもすべて明代以前のこととして描かれている。また、明代の作品も、一篇を除き、みなそれ以前の時代に設定されている。みごとに時代を違えているといえよう。しかも、清代の「選秀女」のやり方は普通の時代と異なり、八旗の女子に限られていたので、たとえ描かれた時代が不明の作品でも、朝廷批判には當たらなからう。

ただ、右の作品の中、明の嘉靖帝即位のときの「選秀女」のことを描いた明末の凌濛初の小説『拍案驚奇』第一〇卷「韓秀才乘亂聘嬌妻、吳太守憐才主姻簿」と、明清交替期（清代のご初期）の「選秀女」を描いた清の朱奇林の戯曲『倒鴛鴦（鬧鴛鴦）』とは、作者と同時代の「選秀女」を描いているので、あるいは問題になるかもしれない。しかし、後者の『倒鴛鴦』は、南明の弘光帝の「選秀女」のことだとも考えられるし、萬一清廷のそれであつたとしても、清代には普

通の漢女は「選秀女」の對象にならなかつたのであるから、追及されることはないだろう。従つて、唯一問題になる可能性があるのは、前者の『拍案驚奇』第一〇巻であるが、それには次のようにいう。

また一年餘りすると、正徳帝が崩御され、遺詔によつて興王(嘉靖帝)をお立てすることになった。嘉靖帝は藩邸から召されて天子の位につかれたが、お年はちょうど十五歳であつた。そこで、良家の子女を多く選んで、後宮を満たすことになった。すると、浙江地方では、「朝廷が浙江各地で繡女を點選しようとしている」という噂(訛傳)が紛々として飛び交つた。愚民たちはみなそれを信じた。そこですぐに、娘を嫁にやりたい者や、息子に嫁を取りたい者たちが、慌てふためき、儀禮などお構いなしに結婚を急いだ。

「選秀女」に關するこの部分の記述は、第一章で引いた明の田藝蘅の『留青日札』(卷九、風變)の記事に依據しているように思われるが、『留青日札』では隆慶二年の穆宗のときのこととして對して、『拍案驚奇』では、それを一代早い皇帝である嘉靖帝即位のときのこととしている。これは小さな相違にすぎないが、重要なことでは、『留青日札』では、「選宮女」が實際に行われたものではなく、行われるという噂、すなわち「訛言」によるとしているのに對して、この小説の場合もやはり「訛傳」として、それにおびえ、うるたえる民衆の姿を描いていることである。實際に、騒動といえ、既に見てきたように、「訛傳」によつてしばしば引き起こされたようであるが、そればかりではなく、直接的な朝廷批判を避けるという意味でも、この「訛傳」という言葉は有効な説明法となりえたのであろう。というのは、朝臣の上奏文を見ても、「選秀女」を批判するときには、「民間

相傳」の噂としたり、惡徳の宦官のやり方を批判したりして、皇帝自身には關わりのないようにしているからである。「訛言」であれば、皇帝とは直接的には關係ないので、大不敬には當たらないのである。以上見てきたように、明清時代の戯曲や小説に取り込まれている「選宮女」は、朝廷や皇帝の爲すことを批判的に描いているように見えても、申し開きの立つように巧妙なカムフラージュがなされており、それゆえに、當時の戯曲や小説においてしばしば用いられる趣向の一つとなり得たのである。

四 清朝の後宮制度と『紅樓夢』

——元春省親や大觀園の築造はあり得たか——

ところで、當時の後宮制度(「選秀女」や「女官」の制度)は、清代最高の小説である『紅樓夢』とも關わりがある。『紅樓夢』の場合には、それが他の戯曲や小説のように一種の趣向として直接的に用いられているわけではないが、『紅樓夢』の作品構成に重要な意味をもつている「元春省親」や「大觀園」の築造が、當時の時代情況の中で實際にありえたのか、それとも、現實には全くありえないフィクションなのかという、非常に大きな問題とも關係している。それについて考察せざるを得ないのである。それによつて、『紅樓夢』がリアリズムによる(寫實的)作品なのか、虚構的な作品なのかを定める目安ともなるからである。

『紅樓夢』の佳人のうち、後宮と關係のあるものは、元春貴妃と薛寶釵であるが、作者が彼女たちの入宮に關して、明代以前のやり方をモデルにしたとすれば、彼女たちが入宮することには全く問題がない。しかし、清代のやり方をモデルにし、彼女たちが普通の漢人だと

すると、これはあり得ないことである。だが、清代でも、普通の漢人ではなく、作者とされる曹雪芹の家のような漢軍八旗の出だとすると、彼女たちの入宮はあり得ることになる。

では次に、彼女たちの入宮方法について見ることにしよう。まず薛寶釵について述べると、薛寶釵は、金陵の名門、薛氏の出で、賈寶玉の表姐に當たるが、彼女は、「近ごろ、天子さまが詩や禮などの學問を尊ばれ、才能のある者を召し出すために、世にも稀な隆恩を降され、妃嬪を聘選されるほかに、顯官名家の女子においても、みなその名前を役所に登録させ、その中から公主や郡公主が先生について學問をなさるときの勉強相手を選び、それに才人とか贊善といった女官の職を授けられた」ので（第四回）、それに應ずるべく都にやってきて、賈府に寄寓して待選している身である。これからすると、寶釵は「聘選妃嬪」の「選秀女」ではなく、「女官」制度によつて女官になるために入京したようである。前にも述べたように、「選秀女」は容貌を重視したが、女官は品行端正、知書識理、身體健康などを重んじ、また「選宮女」よりも一般に尊敬されていたので、寶釵にはふさわしいといえるかもしれないが、何にせよ、もし寶釵を清代の人として描いているのであれば、すでに第一章の最後で述べたように、清代には女官制度は實施されなかったのであるから、たとえ彼女が漢軍八旗の出であつたとしても、入宮はあり得ないはずである。従つて、寶釵が女官候補として待選中という話は、明代あたりの女官制度を借用して創作した虚構であつて、當時の實情にはそぐわないのである。

一方、元春貴妃の場合も、第二回に「賈政さまの長女の元春さまは、いま賢孝才徳によつて、宮中に選入せられて女史となつていらつしやいます」といつているところをみると、やはり「選秀女」による

ものではなく、「女官」として入宮し、女官のポストである「女史」になつたものと思われる。その後、彼女は「才もて鳳藻宮（尙書）に選ばれ」（第十六回の回目）、貴妃の地位にのぼつたのであるが、女官から入宮して后妃になることは、ほんの僅かだが明代には例があり、決してあり得ないことではない。しかし、清代においては、今述べたように女官制度は清末になるまで全く行われなかつたので、元春妃を清代の人として描いているのであれば、彼女がたとえ漢軍八旗の子女であつたとしても、そのような女官からの入宮は現實にはあり得ないのである。従つて、賈元春の入宮や貴妃への昇進も、寶釵の場合と同様に、明代あたりの女官制度を参考にして案出した虚構ではないかと思われる。

いずれにせよ、『紅樓夢』を自傳説の立場で捉え、賈家が漢軍八旗の曹家をモデルにしたものと見るならば、元春や寶釵ばかりではなく、元春の妹たちや林黛玉など、開國の功臣の女孫とされるかなりの數の同年齡の女子たちが、漢軍八旗の女孫であると考えられるので、彼女たちはみな「選秀女」や「選宮女」の對象となるはずである。しかし、『紅樓夢』には、元春と寶釵以外には、その種のこととは全くあらわれていない。しかも、元春と寶釵にしても、清代には行われなかつた女官制度からの入宮ということになつてゐる。そのようなわけで、『紅樓夢』の賈家と作者とされる曹雪芹の家とをあまりに強く結びつけて『紅樓夢』を理解することには、清代の後宮制度から見る限り、いささか問題があるのである。

ところで、賈元春は入宮後、皇帝の覚えめでたく、次第に昇進して貴妃に冊立され、さらに、皇帝の特恩によつて、「省親」（歸寧、里歸り）を許されることになる。これに對して賈家の賈家では、大庭園

(大觀園)を築造して貴妃の省親を迎えるのであるが、買家の榮華の絶頂を象徴するこの「元春省親」と「大觀園の築造」は、『紅樓夢』の作品構成の中でも最も重要なものの一つであるといわれている。その第十六回には、次のようにいう。

後宮の嬪妃や才人などはみな入宮してより幾年もの間、父母の膝元を離れて對面することもできないでいるが、どうして親を戀しく思わないわけがあるうか。娘として父母を慕うのは當たり前のこと、もしまた父母が家にあつてひたすらその娘を思いやつてゐるのに、ついに對面することがかなわず、そのために病氣になるとか、はては死亡するというようなことが起こつたならば、それはみな朕がみずからその娘を閉じこめて親子の願いを遂げさせなかつたからであつて、はなはだ天の和を傷なうことである。．．．そこでついに大いに便宜のお慈悲を垂れさせ給われ、「それぞれの後妃の眷屬には、二の日、六の日に參内を許されるばかりでなく、およそ重宇別院を有する家で、み車を留めたり警護をしたりすることのできるころがあれば、内廷に申請して后妃のみ車を私邸に入れることも苦しからず、それにていささかなりとも骨肉の私情、天倫の至性を盡くすことができよう」というご諭旨が特別に降だされた。

かくして、その翌年の正月十五日、上元の日に、買妃の省親をさし許すとのご沙汰が下され、元春妃は、正月十四日の午後七時ごろ宮中を出發し、その夜、買家にて元宵節の燈火や大觀園を見物し、翌十五日の午前三時ごろ買家を離れて歸宮するという里歸りが實現するのであるが、それでは、そのような「后妃省親」は果たして現實にあり得たのであろうか。

結論を先にいうならば、これは全くのフィクションだといわざるを得ない。というのは、顧頡剛の考證によれば、先秦時代には、諸侯夫人の歸寧が行われた例がわずかながら見られるようであるが、『讀書筆記』高春瑣記卷五「買婦與歸寧」、後世には后妃貴嬪の里歸りの例は全く見いだせないからである。少なくとも天子獨裁體制が確立して以後、すなわち、宋・元・明から清初にかけては、おそらくその種の例を見出すことは困難だろう。

清朝においても、「凡已出宮女子、不許復進宮出入、妄傳内外一切事情、亦不許差人至宮門與本主請安」(『國朝宮史』卷八、宮規)というように、宮女は一旦入内したら、放出されない限り、一歩たりとも宮中を出ることは許されなかつた。従つて、后妃が買家に歸つて省親することなどできるはずもなかつたのである。ただ、面會については、特旨を得れば肉親眷屬が不定期に宮中に出向き、許可を得た宮女と監視つきでわずかの時間會うことができた。「内庭等位父母年老、奉特旨許入宮會親者、或一年、或數月、許本生父母入宮、家下婦女不許隨入。其餘外戚一概不許入宮」(『國朝宮史』卷八、宮規)、「公主・福晉・格格及外戚眷屬、歲時有賜、入內謝恩、謂之會親。宮門外施以黃羈、謂之關防」(『清稗類鈔』恩遇類)というがごとくである。右に引いた『紅樓夢』の文中に「毎月二の日と六の日には、后妃の眷屬の參内をさし許す」という記述が見えるが、その部分のみはほぼ當時の事實に即しているといえよう。

これに對して、記録に残っていないからといつて、ひそかに宮中を抜け出して歸寧する可能性もあり得たのではないかという人もあるかもしれない。しかし、下層の宮女ならいざしらず、后妃ともあろう者が、しかも、『紅樓夢』のように、歸省用の大庭園である大觀園を築

造して、豪華華麗に飾り立て、そこに宦官が仰々しく先觸れするようなことをして、公然と省親するなどということは、どう見てもあり得ないことである。また、『紅樓夢』では、賈家だけではなく、他の何人かの妃嬪の家でも省親のための別院を築造するというほどに、后妃省親が大々的に行われたことになっている。もしこのように壯麗な后妃の省親が実際に行われたならば、記録に残らないはずはないだろう。ただ、皇后や后妃が、皇帝の巡幸・巡遊や皇太后の諷諭・避暑などにつき従つたりすることはたまにあつたので、それをモデルにしたということも考えられないことではないが、少なくとも后妃嬪御が自分だけで實家に歸寧するという例は全く見出し得ない。そのようなわけで、賈妃省親や大觀園の造營は、當時の小説や戯曲において普通には殆ど行われていないことを趣向として用いるのと同じように、作者が賈家の最盛期の象徴として案出した壮大なフィクションであるといえよう。むしろあり得ないことを描いたフィクションだからこそ、禁忌に觸れる恐れのある朝廷のことも、かえつて小説に取り込むことができたといえるのである。

ところが、陳詔氏はそれに對して、「有清一代は、宮闈の禁例が頗る嚴である。皇后・皇妃も一旦深宮に入ると、ただちに世と隔絶する。だから、一般の史學家はみな、『紅樓夢』の描く賈妃省親は、小説家の虚構の筆によるものであつて、事實上はあり得ないことであるとみなしている」と述べながら、「しかし、われわれは封建時代の宮廷において、〈殊恩特許〉の例があつたことを考慮しなければならぬ」といい、當時、『紅樓夢』の賈妃省親のようなことがあり得た根據として、清末の咸豐六年に西太后が、同治帝の誕生を機に皇帝の特恩を蒙つて、實家に省親した例を擧げている（『紅樓夢小考』、上海古籍

出版社、一九八五）。朱子彦氏の『後宮制度研究』などにも、それを肯定するかのような説明がなされている。しかしながら、清末の西太后の省親は、むしろ『紅樓夢』の影響によるものと見るべきであつて、それをもつて『紅樓夢』の賈妃省親のようなことが行われていた根據とするのは、むしろ本末轉倒といふべきであろう。

ところで、宮女との關係で、もう一つ究明しなければならないことがある。それは、賈元春をはじめとする『紅樓夢』の佳人たちが、「纏足」をしていたのか、それとも「天足」であつたのかということである。既に清代の「選秀女」の説明のところで見たように、清代の宮女は、滿州・蒙古・漢軍八旗の女子のなかから選ばれたのであるが、彼女たちはみな天足であつた。順治初年の孝莊后の告諭に、『有以纏足女子入宮者、斬』。此旨舊懸神武門（『清稗類鈔』宮闈類）とあるように、纏足の女子の入宮は嚴しく禁ぜられていたのである。『履園叢話』卷二三にも、「明季后妃宮人皆裹足、本朝不裹足得之、從此永垂萬世」といつている。

従つて、もし『紅樓夢』の作者が賈元春を清代の人とみなしていたとすれば、彼女は必ず「天足」であつたはずである。清宮に入宮できる漢女は、既に述べたように、漢軍八旗の女子に限られていたが、それらの子女は纏足していないので、賈元春の妹たち、迎春・探春・惜春も天足であつたということになる。また、林黛玉も、列侯に封ぜられた勳門の出だから、當然、天足であり、その他、王熙鳳・薛寶釵も、開國の功臣たる名門大族の出であるから、天足でなければならぬ。さらに、賈の後室（史氏）・奥方の王夫人・薛未亡人もそうである。そうすると、『紅樓夢』の主要な女性の大半は、天足であつたといふことになる。

しかしながら、『紅樓夢』の女性たちが、「大脚」(天足)であつたか、「小脚」(纏足)であつたかは、一九二九年四月十四日の『益世報』に芙蓉が「紅樓夢脚的研究」という論文を發表して以來、時折甲論乙駁の激論が闘わされているにもかかわらず、未だに決着のつかない事柄である。というのは、『紅樓夢』では、二三の脇役的女性を除き、大部分の女性たちについて、足の様態がはつきりとわかるようには描かれていないので、兩説とも、決定的な根據を見出だすことができないからである。『紅樓夢』の作者が曹雪芹であり、作品をリアリズム的手法によつて描いたものであるとすれば、「天足」(大脚)であることを明記してもよさそうに思えるが、そうはなつていない。その理由についてもいろいろ考えられるが、いずれにせよ、後宮制度から見る限り、『紅樓夢』の世界は當時の實情を反映していないことが多く、清代よりもむしろ明代あたりの後宮制度を参照しながら、虚構的に構築されたものと見るべきであらう。

以上見てきたように、明清時代の「選秀女」制度や「女官」制度は、この時代の戯曲や小説において、作品構成上の一趣向として決して輕視することのできないものとなつてゐる。それらは歴史事實を踏まえたもののごとく見えても、決して事實をそのまま寫したものではなく、細かく見れば實態と違えていたり、虚構であつたり、また朝廷批判とみられないように、いろいろと細工を施したりしてゐることがわかるのである。とりわけ、それを巧妙に用いてゐる『紅樓夢』においては、その虚構性、非事實性にもう少し目を向けるべきであらう。

注

(一) 清の平步青の『小樓説評』(雙琴)に「傳奇戯劇、一生多娶二旦、

且有三・四・五・六不止者、人率以無稽非眞事置之。復卿謂予、前朝似此者、實多有之」といい、その例がいくつか擧がつてゐる。確かに、動亂のときなどには二人の妻を娶る例がないわけではないが、戯曲や小説のように頻繁に複数の佳人を正妻にするようなことは、現實にはありえないことである。

(2) 女扮男装・男扮女装の趣向は、明清時代の戯曲小説彈詞などには、しばしば用いられてゐるが、私の調べた限りでは、パリアント的な作品を除いても、戯曲一三五種、小説八五種にそれが見られる。實際生活にも、男装女装はないわけではないが、文學作品のそれは、餘りにも現實を遊離した形で、頻繁に用いられてゐる。

(3) 「選秀女」と「選宮女」とは、どちらも宮女を選ぶことであるが、前者が皇妃貴嬪などを選抜するのに對して、後者は妃嬪に服事したり、宮中の清掃などの仕事をしたりする下級の宮女を選ぶことをいう。清代には區別して用いられることが多かったが、明代では、「選秀女」「選宮女」「選繡女」「選綵女」などを區別せず、挑選宮女の意でおおまかに用いることが多い。

(4) 武宗の荒淫ぶりについては、多くの記録があるが、たとえば、正徳一三年九月には、「時、車駕所至、貴近多先掠良家女子以充幸御、至數十車在道、日有死者。左右不敢聞、猶載以隨。且令有司饋廩之外、別具女衣・首飾爲賞賚費、遠近騷動、故多逃匿。上未盡盡知也」(『武宗實錄』卷一六六)、正徳一四年(一五一九)一二月に武宗が揚州に巡幸したときには、「(太監吳經)矯上意、刷處女寡婦、民間洶洶、有女者一夕皆適人、乘夜爭門逃匿不可禁。・有匿者、破垣毀屋、必得乃已、無一脫者、哭聲振遠近」(『武宗實錄』卷一八一)というような亂暴な「搶美」「掠美」(美女狩り)を行つてゐる。

(5) 『花當園叢談』卷五「選宮女」、查繼佐『罪惟錄』(五行志)、陸心源『歸安縣志』卷五〇引徐復祚『三家村老委談』、『全浙詩話』、『雲間雜誌』

など。

(6) 明、鄭元勳『媚幽閣文娛』所收。

(7) 『三垣筆記』に、「京師選淑女、人疑爲宮嬪、競規避、後知備后選、方競出、五城每城不下百人、命監臣彙選。乘輿魚貫、金彩紅紫奪目」という。

(8) 中國人民大學出版社『清史編年』第一卷（順治朝）に引く徐肅『小腆紀年附考』卷七、計六奇『明季南略』卷六。

(9) 明の制度を踏襲した清では、女官制度も清初にはなお制度としては存したが、実際には全く行われなまま、まもなく廢止され、清末になつてまた復活し、わずかに行われたという。朱子彦『後宮制度研究』（華東師範大學出版社、一九九八）による。なお、明清の後宮制度に關して參照した數種の現代人の著作のうちでは、朱子彦氏の『後宮制度研究』から最も示唆を受けた。

(10) 夏仁虎『舊京瑣記』卷四（宮闈）。

(11) 『武宗實錄』卷百二十、正德十年春正月丁亥、監察御史張翰の言。

(12) 王鐸『擬山園選集』卷十二「選擇淑女速當嚴禁事」。

(13) 孝宗弘治帝の生母の孝穆紀太后は、もともと蠻土の官女であつたが、明の征蠻によつて俘囚として入宮し、女史を授けられ、内庫の管理をしていたとき、たまたま内庫を訪れた憲宗の目に留まつて寵幸を得、孝宗を生んだ。

(14) 陳詔氏が引く資料は、英國人の濮蘭德・白克好司著『慈禧外紀』中の記述であるが、同様の記録は、やや短いが、『清稗類鈔』卷十二宮闈類「孝欽后省親」にも見える。なお、陳詔氏の文章は、『紅樓夢研究集刊』第七輯（『紅樓夢』小考（二））を原載とする。

(15) 劉夢溪『紅學』（文化藝術出版社、一九九〇年十二月）中の第七章「擁擠的紅學世界」、周策縱『首屆國際紅樓夢檢討會論文集』（香港中文大學出版社、一九八三）など參照。

「選秀女」と明清の戲曲小説